

令和 8 年度鳥取県立高等学校入学者選抜実施要項

1 各高等学校の募集生徒数及び入学者選抜検査内容

各高等学校の募集生徒数及び入学者選抜検査内容は、学科又はコースごとに別に定める。（P. 32～41 参照）

2 出願資格

中学校（これに準ずる学校及び義務教育学校を含む。以下同じ。）を卒業した者若しくは令和 8 年 3 月に卒業する見込みの者又は学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条各号のいずれかに該当する者とする。

なお、県外志願者（鳥取県内の中学校出身の者（卒業見込みの者を含む。）で鳥取県内に居住している者以外の志願者をいう。以下同じ。）については、令和 8 年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領（P. 49～52）に従って出願するものとする。

3 調査書

中学校長は、県立高等学校に入学を志願する者（以下「志願者」という。）について、調査書（様式第 1 号）を作成する。調査書の作成に当たっては、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を設けるものとする。

(1) 学習の記録の記載方法

学習の記録の教科（選択教科等を含む。）の評定については、第 1、2 学年の成績は指導要録から転記し、第 3 学年の成績は次の方法により、在籍している中学校又は卒業した中学校（以下「出身中学校」という。）の校長が評定する。

ただし、特別支援学級及び特別支援学校（中学部）に在籍している又は在籍した志願者で、第 1、2 学年の学習の記録の教科（選択教科等を含む。）の評定欄の記載が文章記述となっている場合は、評定欄に斜線を引き、特記事項欄に評定が記入できない旨を簡潔に記入すること。

また、特別支援学級及び特別支援学校（中学部）に在籍している又は在籍した志願者においては、指導要録の写しを資料として添付できる。

ア 令和 8 年 3 月卒業見込みの者

(ア) 第 3 学年の「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語（以下「各教科」という。）」については、各教科の評定を目標に準拠した評価による 5 段階の評定とし、学習成績一覧表（様式第 2 号）を作成し、そこから転記する。

(イ) 選択教科等については、3 段階の評定とする。

イ 過年度卒業者

指導要録から転記する。

ウ 県外志願者

目標に準拠した評価により 5 段階で評定したものを記入するものとする。

(2) その他の記録の記載方法

特別活動等の記録、出欠の記録等で指導要録に記載されているものは、指導要録から転記し、その他については、出身中学校の校長が必要事項を記入する。

(3) 令和 8 年 3 月卒業見込みの者の第 3 学年の各記録は、1、2 学期及び 1 月以降の状況について考慮して記入する。

(4) その他については、「調査書作成上の注意事項」（P. 55～56）により記入する。

4 全日制課程及び定時制課程における入学者選抜

(1) 特色入学者選抜

ア 実施高等学校の学科（コース）及び募集人員

すべての学科又はコースにおいて募集定員の50パーセント以内とする。ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、当該割合によらず、県教育委員会と協議して割合を定め、募集することができる。（P. 32～41 参照）

イ 出願要件

特色入学者選抜に出願できる者は、特色入学者選抜を実施する高等学校（以下「特色入学者選抜実施校」という。）が定める「スクール・ポリシー」及び「スクール・ミッション」を理解し、各特色入学者選抜実施校の「出願要件」を満たす者とする。（P. 28～41 参照）

また、合格した場合は、入学する意志が確実である者とする。

ウ 出願

(ア) 出願方法

a 出願は、一人1校1学科又は1コースに限る。

県外志願者については、県教育委員会が指定する学校（科・コース）以外に出願することはできない。（P. 49～52 参照）

ただし、県教育委員会が指定する県外の地域（以下「県外指定地域」という。）に居住する志願者については、県教育委員会が別に指定する学校（学科）に出願することができる。（P. 49 参照）

b 特色入学志願者は、特色入学志願書（様式第4号）、志望理由書（様式第5号）及び特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類（提出を求める高等学校に出願する場合のみ、様式を当該校のホームページからダウンロードする。）に必要事項を記入の上、入学選抜手数料2,200円（定時制課程は1,000円）を納付し、出身中学校の校長を経由して、志願する高等学校（以下「志願先高等学校」という。）の校長に提出しなければならない。

なお、入学選抜手数料の納付方法は次のいずれでもよい。

(a) 納付書による納付

入学選抜手数料納付済証を特色入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（領収日付印が押印されていることを確認すること。）

(b) 現金による納付

特色入学志願書に添える。

c 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第30号）及びその添付書類を特色入学志願書とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出することとする。（P. 49～52 参照）

d 中学校長は、特色入学志願者から特色入学志願書、志望理由書及び特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類の提出を受けたときは、これに次の書類を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、県外指定地域以外の県外中学校は、志願者数一覧表の提出は必要ない。

(a) 調査書（様式第1号）

(b) 志願者数一覧表（様式第6号）

e 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円切手を貼る、あて先を記入した返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）を同封すること。

f 中学校長は、令和8年1月27日（火）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。なお、郵送の場合は、書留によることとする。

(イ) 出願期間

- a 令和8年1月26日（月）及び1月27日（火）とする。
- b 受付時間は、1月26日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、1月27日（火）は午前9時から正午までとする。
- c 郵送の場合は、書留によることとし、1月22日（木）までの消印のあるものとする。

(ウ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

(エ) 出願の受付

- a 特色入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、特色入学受検証（様式第4号）を切り離して交付しなければならない。
なお、入学選抜手数料について、現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。
その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。
- b 特色入学者選抜実施校の校長は、令和8年1月27日（火）の午後1時までに、特色入学志願者数等報告書（様式第7号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

エ 面接及び口頭試問（P. 42～44 参照）

面接又は口頭試問は、特色入学志願者全員に対して行う。

(ア) 実施期日 令和8年2月3日（火）

(イ) 実施場所 特色入学者選抜実施校

(ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P. 45）により実施する。

オ 学力検査、作文及び小論文、プレゼンテーション並びに実技検査（P. 42～44 参照）

学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション及び実技検査は、特色入学者選抜実施校が、学校、学科及びコースの特性により、いずれか一つ以上を選択して、実施する。

(ア) 実施期日 令和8年2月3日（火）

(イ) 実施場所 特色入学者選抜実施校

(ウ) 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領（P. 46）、プレゼンテーション実施要領（P. 47）及び実技検査実施要領（P. 48）により実施する。

カ 入学者の選抜

(ア) 特色入学者選抜実施校の校長は、校長を委員長とする特色入学者選抜委員会を設置して選抜を行うものとする。

(イ) 特色入学者選抜実施校の校長は、志望理由書、特色入学者選抜実施校が別に定める出願書類、調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、面接又は口頭試問、学力検査、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果等を資料とし、学校、学科及びコースの特性に配慮し総合的に判断して、合格者を決定する。

なお、調査書の合計評定は、第3学年の各教科の合計によるものとする。この場合、1教科又は2教科の評定を2倍することができる。

(ウ) 特色入学者選抜実施校の校長は、教育上必要があると認めるときは、県教育委員会（高等学校課）と協議の上、特色入学者選抜募集人員を超えて合格者を決定することができる。

(エ) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和8年2月3日（火）正午までに、特色入学志願者数等報告書（様式第7号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

キ 合格発表

- (ア) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和 8 年 2 月 1 0 日（火）正午までに、中学校宛の特色入学者選抜結果通知書（様式第 8 号）及び志願者宛の特色入学者選抜結果通知書（様式第 9 号）により、選抜の結果を中学校長に持参又は郵送（親展）で通知する。
- (イ) 中学校長は、特色入学者選抜の合格通知を受けた志願者に対し入学の意志を確認し、入学の意志のある者の人数を入学確約者として把握するものとする。
なお、やむを得ない事情により入学を辞退する者は、入学辞退書（様式第 10 号）を中学校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
また、入学を確約する者は、入学確約書（様式第 11 号）を、中学校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
- (ウ) 中学校長は、入学確約者数・入学辞退者数報告書（様式第 12 号）及び入学辞退書を、令和 8 年 2 月 1 2 日（木）正午までに、合格通知を受けた高等学校長に提出しなければならない。
なお、入学確約者数・入学辞退者数報告書及び入学辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、改めて持参又は郵送で提出する必要はない。
また、入学確約書は、令和 8 年 2 月 1 6 日（月）までに、合格先高等学校の校長に持参又は郵送（親展）で提出することとする。
- (エ) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和 8 年 2 月 1 2 日（木）午後 1 時までに、特色入学志願者数等報告書（様式第 7 号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。
- (オ) 入学確約者は、一般入学者選抜に出願することはできない。

ク 不合格者等の一般入学者選抜の再受検

特色入学者選抜に合格しなかった者及び合格したが入学辞退書を提出した者は、当該高等学校の学科・コース又は他の高等学校の学科・コースの一般入学者選抜を受検することができる。
その際、一般入学者選抜の入学志願書受付期間内に改めて入学志願書（様式第 13 号、入学選抜手数料も含む。）及び調査書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

ケ その他

- (ア) 特色入学者選抜実施校の校長は、令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）までに、特色入学者選抜の実施に関する必要事項を、各中学校に通知（任意様式）するとともに、県教育委員会（高等学校課）にも提出するものとする。
- (イ) 特色入学者選抜実施校の校長は、関係中学校に対し、特色入学者選抜実施計画について説明を行うものとする。

(2) 一般入学者選抜

ア 出願

(ア) 出願方法

- a 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一学校内に複数の課程、学科、コースがある場合には、順位をつけて出願することができる。

また、特色入学者選抜における入学確約者は、一般入学者選抜に出願することができない。

- b 志願者は、入学志願書（様式第13号）に必要事項を記入の上、入学選抜手数料2,200円（定時制課程は1,000円）を納付し、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、入学選抜手数料の納付方法は次のいずれでもよい。

(a) 納付書による納付

入学選抜手数料納付済証を入学志願書の所定の欄に貼り付ける。（領収日付印が押印されていることを確認すること。）

(b) 現金による納付

入学志願書に添える。

- c 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第30号）及びその添付書類を入学志願書とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出することとする。（P.49～52 参照）

- d 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに次の書類を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、県外指定地域以外の県外中学校は、志願者数一覧表の提出は必要ない。

(a) 調査書（様式第1号）

(b) 志願者数一覧表（様式第6号）

- e 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）を同封すること。

- f 中学校長は、令和8年2月18日（水）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（特色入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。

(イ) 出願期間

- a 令和8年2月16日（月）から2月18日（水）までとする。

- b 受付時間は、2月16日（月）及び17日（火）は午前9時から午後4時30分までとし、2月18日（水）は午前9時から正午までとする。

- c 郵送の場合は、書留によることとし、2月13日（金）までの消印のあるものとする。

(ロ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

(ハ) 出願の受付

- a 高等学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、受検証（様式第13号）を切り離して交付しなければならない。

なお、入学選抜手数料について、現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。

その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。

また、各高等学校が作成する、学力検査の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

- b 高等学校長は、入学志願者数報告書（様式第14号）を県教育委員会（高等学校課）に令和8年2月18日（水）午後1時までに、ファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

- c 再募集入学者選抜に出願する場合、一般入学者選抜における受検証の写しの提出が必要になる。

イ 志願変更

志願書受付締切後において、志願者は1回に限り、同一学校又は他の学校の課程、大学科、小学科（コース）に志願変更することができる。ただし、第1志望が変わらない変更は認めない。

(ア) 志願変更手続

a 志願変更願の提出

志願変更を希望する者は、志願変更願（様式第15号）に、先に交付を受けた受検証と新たに作成した入学志願書（様式第13号）を添えて、出身中学校の校長に申し出、中学校長はこれを取りまとめて、志願変更受付期間内に、先に出願した高等学校長に提出しなければならない。

この場合、志願者は入学選抜手数料の再納付を必要としない。ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、差額に相当する額（1,200円）を新たに志願する高等学校へ納付しなければならない。

b 志願変更許可書の交付及び出願書類の返付

志願変更願を受け付けた高等学校長は、次の手続を行うものとする。

(a) 志願変更願、志願変更許可書は一枚の用紙であるので、願い出があったときには、高等学校長はこれを切り離し、志願変更願は保管し、志願変更許可書には必要事項を記入して交付するものとする。

(b) 先に受け付けた出願書類のうち、入学志願書、入学選抜手数料納付済証又は現金領収証書は、別に保管する。

(c) 新たに提出された入学志願書に収入済印（様式第16号）を押印し、志願変更をしようとする者に関する調査書等の出願書類とともに出身中学校の校長に返付する。

c 新たに志願する高等学校への出願

(a) 出身中学校の校長は、出願に必要な書類に、志願変更許可書を添えて、志願変更受付期間内に新たに志願する高等学校長に提出しなければならない。

ただし、定時制課程から全日制課程へ志願変更するときは、志願者は入学選抜手数料の差額に相当する額（1,200円）を納付しなければならない。（納付方法は、先の出願と同様とする。）

(b) 新たに志願を受け付けた高等学校長は、志願変更許可書を確認する等、出願書類を審査の上、受検証を交付するものとする。

d 志願者数の提示

高等学校長は、志願変更受付期間中において、中学校長から問合せがあれば、その時点の志願者数（小学科、コース別）を示すものとする。

(イ) 志願変更受付期間

a 令和8年2月20日（金）から2月24日（火）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

b 受付時間は、2月20日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、2月24日（火）は午前9時から正午までとする。

c 郵送による志願変更は認めない。

(ウ) 入学志願者数の報告

高等学校長は、県教育委員会（高等学校課）に次の順序により作成した入学志願者数報告書（様式第14号）を令和8年2月24日（火）午後1時まで、ファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

a 2月16日（月）から2月18日（水）までに受理した志願者（2月13日（金）までの消印のある郵送分を含む。）の人数（A）

b 志願変更受付期間内において、第1志望の学科の志願を辞退した者（志願変更許可書を交付した者）の人数（B）

c 志願変更受付期間内において、自校に新たに志願してきた者（自校へ志願していた者が第1志望を自校の他の課程、大学科、小学科（コース）に変更して新たに志願してきた者を含む。）の人数（C）

- d 「ウ 出願の特例措置」により2月20日（金）から2月24日（火）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）に志願してきた者の人数（D）
- e 志願変更受付期間終了時における最終の志願者数（E）
- （注） $E = A - B + C + D$ となる。

ウ 出願の特例措置

県外志願者のうち、令和8年度鳥取県立高等学校県外志願者の取扱要領（P.49～52）「県外志願者の取扱い」の（2）の表の「特別事情」の②に該当する者の出願期間は、「ア 出願」の「(イ) 出願期間」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

- (ア) 令和8年2月20日（金）から2月24日（火）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）
- (イ) 受付時間は、2月20日（金）は午前9時から午後4時30分までとし、2月24日（火）は午前9時から正午までとする。
- (ウ) 郵送による出願は認めない。

エ 欠席者の報告

出願後、志願者が何らかの事由で受検しない場合は、中学校長は志願先高等学校の校長に、令和8年3月4日（水）午後4時までに、受検欠席届（様式第31号）を提出することとする。なお、それ以後に把握した場合は、把握でき次第すみやかに提出することとし、ファクシミリ又は電子メールで提出することができる。

オ 学力検査（P.33～41 参照）

学力検査は、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 学力検査は、県教育委員会事務局に設ける学力検査管理委員会の管理のもとに行う。
- (イ) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から、3教科以上を実施するものとする。この場合において、入学志願者に受検教科を選択させる方法によることもできる。
- (ウ) 学力検査の期日及び時間割

令和8年3月5日（木）に、次の時間割によって全県一斉に行う。

時限	検査教科	検査時間	開始時間	終了時間
1	国語	50分	午前 9時20分	午前10時10分
2	数学	50分	午前10時25分	午前11時15分
3	社会	50分	午前11時30分	午後 0時20分
4	英語	60分	午後 1時10分	午後 2時10分
5	理科	50分	午後 2時25分	午後 3時15分

ただし、実施教科が3教科又は4教科の場合には、実施しない教科の検査時間に作文等の他の検査を実施することができる。

また、列車時刻の変更等により、高等学校長が緊急に時間割の変更を必要と認める場合には、学力検査管理委員会に電話で報告し、指示を受けなければならない。この場合には、変更した内容について、報告書（任意様式）を学力検査管理委員会に提出しなければならない。

(エ) 学力検査教科の配点

- a 実施教科の配点は、各50点とする。
- b 実施教科の得点の合計を合計得点とする。この場合、1教科又は2教科の得点を1倍を超え2倍以下とする傾斜配点とすることができる。
- c 学力検査の合計得点と調査書の合計評定との比率は、8：2から2：8までの範囲内とする。

(㌥) 学力検査会場

- a 学力検査を行う会場は、各高等学校に設ける。
- b 各高等学校は会場の机、いすを整備点検し、机には受検番号を明示しておかなければならない。また、下敷の使用が必要な場合は必ず事前に点検して準備しておくとともに、展示物や掲示物等を取り除いておかなければならない。

(㌦) 学力検査問題

検査問題は、中学校学習指導要領に示されている実施教科の目標及び内容の範囲内で出題し、基礎的・基本的な知識及び技能、思考力、判断力、表現力等を幅広くみる出題とする。英語については、聞き取り検査を実施する。

(㌧) 学力検査における留意事項

a 携行品

(a) 筆記用具は、鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、直定規又は三角定規（分度器の機能のあるものや公式の記入等のあるものは不可）、コンパスだけとする。なお、和歌や格言等が印刷されているものは不可とする。

ただし、定規（分度器の機能のあるものや公式の記入のあるものは不可）、コンパスは、必ず携帯すること。

(b) 計時機能以外の機能を有する腕時計、携帯電話等は携帯させない。

b 検査実施時刻の前に、受検者全員に必要な事項を伝達し、指示するものとする。集合時刻は、受検者の交通の便等をよく考慮して決めなければならない。

c 検査実施時間中は、受検者を検査会場（教室）から外に出さないようにし、用便等のためやむを得ず外に出るときは、必ず教職員が付き添わなければならない。

d 受検証を紛失した者又は忘れてきた者については、本人であることを確認し、受検証を再発行して差し支えない。

e 各時限の検査開始後 25 分以上遅刻した者については、原則としてその時限の検査は受検させない。

f 問題用紙は、受検者が持ち帰ることができる。

g 病気等により、正規の検査会場で受検できない者又は途中で受検できなくなった者があるときは、保健室等で受検させるよう配慮し、この場合は必ず教職員を付き添わせるとともに、病状に応じ医師又は養護教員を待機させるほか、毛布、保温器具等の持参使用を認める等、臨機の措置をとるものとする。

(㌨) 受検者数の報告

高等学校長は、令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 11 時まで、受検者数報告書（様式第 17 号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

カ 面接（P. 33～41 参照）

面接は、入学志願者全員に対して行う。

(ア) 実施期日 令和 8 年 3 月 5 日（木）又は 6 日（金）

(イ) 実施場所 一般入学者選抜実施校

(ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P. 45）により実施する。

(エ) 高等学校長は、面接・作文・実技検査実施計画書（様式第 18 号）を、令和 8 年 1 月 6 日（火）までに県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

(オ) 高等学校長は、令和 8 年 3 月 3 日（火）までに、各中学校長に面接の実施に関する必要事項を通知（任意様式）するものとする。

キ 作文及び実技検査 (P. 33～41 参照)

作文、実技検査は、学校、学科及びコースの特性により、必要に応じて実施することができる。

- (ア) 実施期日 令和8年3月5日(木)又は6日(金)
- (イ) 実施場所 一般入学者選抜実施校
- (ウ) 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領(P. 46)及び実技検査実施要領(P. 48)により実施する。
- (エ) 高等学校長は、面接・作文・実技検査実施計画書(様式第18号)を、令和8年1月6日(火)までに県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。
- (オ) 高等学校長は、令和8年3月3日(火)までに、各中学校長に作文及び実技検査の実施に関する必要事項を通知(任意様式)するものとする。

ク 追検査

一般入学者選抜学力検査(以下「本検査」という。)の当日、インフルエンザ等やむを得ない理由で欠席した者のうちで追検査(面接、作文及び実技検査(以下「面接等」という。))を含む。以下同じ。)の受検を希望する者に対して、追検査を実施する。ただし、本検査において、一部の教科でも受検した場合は、追検査を認めない。

- (ア) 受検手続
 - a 中学校長は、志願者が追検査の受検を希望する場合は、令和8年3月5日(木)正午までに、志願先高等学校の校長にその旨を報告しなければならない。
 - b 志願者は、令和8年3月6日(金)午後4時までに、次の書類を出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
 - (a) 一般入学者選抜追検査受検願書(様式第32号)
 - (b) 欠席理由を証明する医師の診断書 等
- (イ) 追検査実施の協議

中学校長から追検査の受検希望の報告を受けた高等学校長は、すみやかに県教育委員会(高等学校課)に報告し、追検査の受検の可否について協議しなければならない。協議終了後、高等学校長から中学校長を通じて志願者に連絡するものとする。
- (ウ) 実施期日
令和8年3月11日(水)
- (エ) 実施場所
県教育委員会が指定する場所
- (オ) 検査内容等
 - a 学力検査(本検査とは異なる検査問題)及び面接等を実施する。
 - b 学力検査の時間割及び配点等については、本検査と同様とする。
- (カ) 選抜
本検査の受検者と合わせて選抜を行う。
- (キ) 受検志願者数等の報告
 - a 一般入学者選抜追検査受検願書の提出を受けた高等学校長は、令和8年3月6日(金)午後5時までに、追検査受検志願者数受検者数等報告書(様式第33号)を県教育委員会(高等学校課)にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。
 - b 追検査を実施した高等学校長は、令和8年3月11日(水)午前11時までに、追検査受検志願者数受検者数等報告書(様式第33号)を県教育委員会(高等学校課)にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

ケ 入学者の選抜

高等学校長は、学校、学科及びコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

- (ア) 調査書（合計評定及び第3学年の各教科の評定以外の記録）、学力検査の合計得点、面接、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。
- (イ) 調査書の合計評定は、第3学年の各教科のうち、学力検査を実施する教科の評定に対し、学力検査を実施しない教科の評定を2倍するものとする。
- (ウ) 第1志望者を優先するが、第1志望以外の志願者も同等に取り扱った選抜を行うこともできる。
- (エ) 教育上必要があると認めるときは、県教育委員会（高等学校課）と協議の上、募集定員を超えて合格者を決定することができる。

コ 合格発表

- (ア) 日時及び場所 令和8年3月16日（月）正午 各高等学校が指定するWebページ及び各高等学校
- (イ) 高等学校長は、令和8年3月16日（月）午後1時までに合格者数等報告書（様式第19号）をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。

サ 入学の辞退

- (ア) 合格者のうちで入学を辞退しようとする者は、入学辞退書（様式第20号）を、中学校長を経由して、合格した高等学校の校長に提出するものとする。
- (イ) 中学校長は、提出された入学辞退書に基づき、入学辞退者名簿（様式第21号）を作成して、令和8年3月17日（火）午後1時までに、それぞれの高等学校長に提出しなければならない。なお、入学辞退者がいない場合は、入学辞退者数を0名と記入して提出するものとする。
また、入学辞退者名簿及び入学辞退書はファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、改めて持参又は郵送で提出する必要はない。

シ 繰上合格

高等学校長は、入学辞退者があり合格者人数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格を決定することができる。

- (ア) 繰上合格の決定に当たっては、高等学校長は該当する受検者が在籍又は卒業した中学校長を通じて受検者の意志を確認するものとする。
- (イ) 高等学校長から受検者の意志確認の依頼を受けた中学校長は、ただちに該当する受検者と連絡を取り、その結果をすみやかに高等学校長に報告するものとする。
- (ウ) 繰上合格の決定は、令和8年3月18日（水）正午までに行うものとする。
- (エ) 中学校長は、繰上合格の連絡に備え、令和8年3月17日（火）午後1時から18日（水）正午までの期間における、一般入学者選抜で不合格になった受検者又は保護者の連絡先を把握しておくこと。
ただし、これにより該当する受検者に過度の期待をもたせることのないよう配慮するものとする。

ス 入学確定者数の報告

高等学校長は、令和8年3月18日（水）午後1時までに、合格者数等報告書（様式第19号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

なお、募集定員に満たない高等学校にあっては、再募集実施計画書（様式第22号）も併せて県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

(3) 再募集入学者選抜

入学確定者数が募集定員数に満たない課程、学科又はコースを有する高等学校について、次のとおり再募集入学者選抜を実施する。

ア 実施学校の課程・学科・コース及び募集生徒数

募集生徒数は、募集定員と入学確定者数を勘案して、県教育委員会が令和8年3月18日（水）に決定し、関係機関に通知する。なお、再募集入学者選抜を実施する高等学校（以下「再募集入学者選抜実施校」という。）並びに実施学科・コース及び募集生徒数は、3月18日（水）の午後3時以降に県教育委員会のホームページ（P.95 参照）に掲載する。

イ 出願

(ア) 出願方法

- a 志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一学校内の複数の課程、学科、コースが募集する場合には、順位をつけて出願することができる。

また、令和8年度鳥取県立高等学校入学者選抜の合格者は、再募集入学者選抜に出願することができない。ただし、合格者であっても入学辞退書を提出した者は、出願することができる。

- b 志願者は、次の書類を出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

(a) 入学志願書（様式第13号、入学選抜手数料2,200円（定時制課程は1,000円）。

納付方法は、一般入学者選抜と同様とする。）

(b) 一般入学者選抜を受検した者は、その受検証の写し（ただし、受検証を紛失した場合は、一般入学者選抜を受検した高等学校名を中学校長が証明したものの提出をもって受検証の提出に代える。）

(c) 県外志願者については、県外志願者出願届（様式第30号）及びその添付書類を入学志願書とともに志願先高等学校の校長に提出するものとする。（P.49～52 参照）

- c 中学校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書（様式第1号）を添付し、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。

- d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、760円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12cm）を添付すること。

- e 中学校長は、令和8年3月23日（月）の正午までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（特色入学者選抜又は一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。

(イ) 出願期間

- a 令和8年3月19日（木）から3月23日（月）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

- b 受付時間は、3月19日（木）は午前9時から午後4時30分までとし、3月23日（月）は午前9時から正午までとする。

- c 郵送の場合は、書留によることとし、3月23日（月）正午必着とする。

(ロ) 受付場所

志願先高等学校で受け付ける。

(エ) 出願の受付

- a 再募集入学者選抜実施校の校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、受検証（様式第 13 号）を切り離して交付しなければならない。

なお、入学選抜手数料について、現金による納付の場合は、現金領収証書を申請者ごとに交付又は取りまとめ者（中学校教諭等）へ一括して交付すること。

その際、受付名簿（任意様式）を作成するものとする。

また、各再募集入学者選抜実施校が作成する、集合場所、集合時間及び日程などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

- b 再募集入学者選抜実施校の校長は、3 月 23 日（月）午後 1 時までに、再募集入学志願者数等報告書（様式第 23 号）を県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

ウ 面接

面接は、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 実施期日 令和 8 年 3 月 25 日（水）

- (イ) 実施場所 再募集入学者選抜実施校

- (ウ) 入学志願者の選抜のための面接及び口頭試問実施要領（P. 45）により実施する。

エ 学力検査及び作文並びに実技検査

学力検査、作文及び実技検査は、学校、学科及びコースの特性により、必要に応じて実施することができる。

- (ア) 実施期日 令和 8 年 3 月 25 日（水）

- (イ) 実施場所 再募集入学者選抜実施校

- (ウ) 入学志願者の選抜のための作文及び小論文実施要領（P. 46）及び実技検査実施要領（P. 48）により実施する。

オ 入学者の選抜

再募集入学者選抜実施校の校長は、学校、学科及びコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

- (ア) 調査書（合計評定及び第 3 学年の各教科の評定以外の記録）、面接、学力検査、作文、実技検査の結果等を資料とし、総合的に判定する。

- (イ) 調査書の合計評定は、第 3 学年の各教科の合計によるものとする。この場合、1 教科又は 2 教科の評定を 2 倍することができる。

- (ウ) 第 1 志望者を優先するが、第 1 志望以外の志願者も同等に取り扱った選抜を行うこともできる。

- (エ) 一般入学者選抜の学力検査結果の利用

一般入学者選抜の学力検査の結果を再募集入学者選抜に利用することができる。

- a 一般入学者選抜の学力検査の成績を利用しようとする高等学校長は、志願者が一般入学者選抜を受検した高等学校ごとに学力検査成績提供依頼書（様式第 24 号）を作成し、志願者が提出した受検証の写しを添付して、依頼する高等学校長に提出するものとする。

依頼書を受け取った高等学校長は、該当する一般入学者選抜受検者の学力検査成績書（様式第 25 号）を作成し、依頼のあった高等学校長に提出する。

- b 一般入学者選抜の学力検査の成績を利用しようとする高等学校長は、提出された一般入学者選抜の学力検査の成績のすべて又は一部の教科をあらかじめ定めた方法で利用するものとする。ただし、一般入学者選抜の学力検査で受検していない教科のある者及び一般入学者選抜を受検していない者が不利にならないよう、選抜方法を工夫するものとする。

カ 合格発表

(ア) 日時及び場所 令和8年3月26日(木) 正午 再募集入学者選抜実施校

(イ) 再募集入学者選抜実施校の校長は、3月26日(木) 午後1時までに再募集入学志願者数等報告書(様式第23号)をファクシミリ又は電子メールで県教育委員会(高等学校課)に提出しなければならない。

5 通信制課程における入学者選抜

(1) 出願方法

ア 出願手続

- (ア) 入学志願者は、高等学校長に次の書類を提出するものとする。
 - α 入学志願書（鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号、各募集高等学校で配付）
 - β 調査書（様式第1号、調査書の作成が不可能な者については、最後に在籍した学校の卒業証明書）
- (イ) 中学校長は、志願先高等学校が定める実施期日までに、学習成績分布表（様式第3号）を県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。（特色入学者選抜又は一般入学者選抜の際に提出している場合は、提出する必要はない。）なお、郵送の場合は、書留によることとする。

イ 出願期間

- (ア) 令和8年2月20日（金）から3月27日（金）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）なお、この期間のうち、各募集高等学校が定める期日を実施期日とする。
- (イ) 受付時間は、令和8年2月20日（金）から3月26日（木）までは午前9時から午後4時30分までとし、3月27日（金）は午前9時から正午までとする。

ウ 受付場所

各募集高等学校

(2) 面接

面接は、入学志願者全員に対して、原則として、出願時に行う。

(3) 選抜方法

高等学校長は、面接の結果、調査書等を資料とし、総合的に判定する。

(4) 選抜結果の通知等

選抜結果は、入学志願者全員に通知する。その際、合格者には入学許可願（鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号の2）を同封する。

(5) その他

- ア 募集高等学校では、あらかじめ入学者選抜説明会が開催されるので、出願に当たっては、必ず各募集高等学校に問い合わせること。
- イ 高等学校長は、通信制合格者数等報告書（様式第34号）を令和8年度入学式の翌日までに県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

6 配慮事項

(1) 検査に当たっての配慮

身体等に障がいのある生徒については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に基づき、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。また、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等についても、個々の生徒の事情に応じた配慮をするものとする。

なお、配慮に際しては、中学校等と連携を図り、適切に対応する。

また、主な配慮事項は次のとおりであり、記載がない事項についても申請することができる。

ア 身体等に障がいのある生徒

(ア) 検査室や座席に関する配慮

- ・座席の指定（前列等）
- ・別室の設定（病院等を含む）

(イ) 時間に関する配慮

- ・休憩時間の延長
- ・検査時間の延長（個別の状況に応じて1.3倍又は1.5倍）
ただし、学力検査のみとする

(ウ) 持参して使用するものに関する配慮

- ・拡大鏡、補聴器の持参使用

(エ) その他の配慮

- ・問題用紙、解答用紙の拡大
- ・文書による指示事項等の伝達
- ・英語聞き取り検査における音声聴取の方法（口頭による読み上げ、CDプレイヤーのスピーカーから直接音声を聞く等）
- ・面接形式の変更（集団→個人）

イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

(ア) 時間に関する配慮

- ・検査時間の延長（個別の状況に応じて1.3倍又は1.5倍）
ただし、学力検査のみとする

(イ) 持参して使用するものに関する配慮

- ・紙媒体による辞書の持参使用

(ウ) その他の配慮

- ・問題用紙及び解答用紙のルビ振り
- ・3教科（国語、数学、英語）の受検

(2) 選抜に当たっての留意事項

選抜に当たっては、過年度中学校卒業生、身体等に障がいのある生徒、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等及び中学校における長期欠席の生徒であることをもって、不利益な取扱いをしてはならない。

(3) 配慮に当たっての申請方法

受検上の配慮の申請は、「ア 出願前申請（出願前に申請する方法）」と、「イ 出願時申請（出願時に申請する方法）」とする。

ア 出願前申請

中学校において、個別の教育支援計画等に基づき、日常的に配慮が行われており、高等学校入学者選抜においても配慮を希望する志願者が申請できる。

イ 出願時申請

令和7年12月18日（木）以降、突発的事故や帰国等により、高等学校入学者選抜において配慮を希望する志願者が申請できる。

(4) 配慮に当たっての提出書類等

ア 身体等に障がいのある生徒

(ア) 出願前申請 (P. 21 参照)

- a 身体等に障がいがあるため、受検の方法に配慮を希望する志願者は、配慮申請書Ⅰ（様式第 26 号）、個別の教育支援計画（写し）又は個別の指導計画（写し）及び医師の診断書（写し）を、出身中学校の校長を経由して、県教育委員会（高等学校課）に提出しなければならない。なお、医師の診断書がない場合は、県教育委員会（高等学校課）に相談すること。また、志望校は空欄とすること。
- b 申請期間は、令和 7 年 1 月 4 日（火）から 1 月 18 日（木）の正午までとする。なお、郵送の場合は、書留によることとする。
- c 県教育委員会（高等学校課）は、令和 8 年 1 月 22 日（木）までに配慮の可否及び配慮の内容を決定し、結果を中学校長を通じて志願者に通知する。
- d 決定通知書に許可事項のある志願者は、出願時に出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に配慮申請書Ⅰ（様式第 26 号）（写し）及び決定通知書（写し）を他の出願書類に添付して提出しなければならない。
- e 志願先高等学校の校長は、県教育委員会（高等学校課）に配慮申請書Ⅰ（様式第 26 号）（写し）及び決定通知書（写し）の受領の旨を連絡し、配慮等を確認すること。
- f なお、対応の協議や配慮準備に時間を要するような場合、中学校長は申請期間前に県教育委員会（高等学校課）に相談することができる。また、出願前に申請した場合でも、出願しないこともできる。

(イ) 出願時申請 (P. 21 参照)

- a 身体等に障がいがあるため、受検の方法に配慮を希望する志願者は、配慮申請書Ⅰ（様式第 26 号）及び医師の診断書（写し）を他の出願書類とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。なお、医師の診断書がない場合は、県教育委員会（高等学校課）に相談すること。
- b 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容についての案を作成し、県教育委員会（高等学校課）と協議すること。
- c 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容を中学校長を通じて志願者に連絡すること。

イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

(ア) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

- a 帰国又は来日後の期間（帰国又は来日した日から令和 8 年 2 月 1 日までの期間をいう。）が原則 3 年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して 1 年以上であること。
- b 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。

(イ) (ア) の a 及び b の要件を満たす志願者については、全日制課程の一般入学者選抜においては、国語、数学、英語の 3 教科で受検することができるものとする。また、選抜に当たっては、配慮を行った学力検査、面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、その高等学校で成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。

(ウ) 出願前申請 (P. 21 参照)

- a 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する志願者は、配慮申請書Ⅱ（様式第 27 号）を、出身中学校の校長を経由して、県教育委員会（高等学校課）に申請しなければならない。なお、志望校は空欄とすること。
- b 申請期間は、令和 7 年 1 月 4 日（火）から 1 月 18 日（木）の正午までとする。なお、郵送の場合は、書留によることとする。
- c 県教育委員会（高等学校課）は、令和 8 年 1 月 22 日（木）までに配慮の可否及び配慮の内容を決定し、結果を中学校長を通じて志願者に通知する。

- d 決定通知書に許可事項のある志願者は、出願時に出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に配慮申請書Ⅱ（様式第 27 号）（写し）及び決定通知書（写し）を他の出願書類に添付して提出しなければならない。
 - e 志願先高等学校の校長は、県教育委員会（高等学校課）に配慮申請書Ⅱ（様式第 27 号）（写し）及び決定通知書（写し）の受領の旨を連絡し、配慮等を確認すること。
 - f なお、対応の協議や配慮準備に時間を要するような場合、中学校長は申請期間前に県教育委員会（高等学校課）に相談することができる。また、出願前に申請した場合でも、出願しないこともできる。
- (エ) 出願時申請（P. 21 参照）
- a 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての配慮を希望する志願者は、配慮申請書Ⅱ（様式第 27 号）を他の出願書類とともに、出身中学校の校長を経由して、志願先高等学校の校長に提出しなければならない。
 - b 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容についての案を作成し、県教育委員会（高等学校課）と協議すること。
 - c 志願先高等学校の校長は、配慮の可否及び配慮の内容を中学校長を通じて志願者に連絡すること。
- (オ) その他
- 海外の中学校に在籍している者又は海外の中学校を卒業した者は、直接、県教育委員会（高等学校課）に相談すること。

ウ 中学校における長期欠席等の生徒

中学校における長期欠席等の特別の事情のある生徒（P. 24 7 自己申告書（2）自己申告書を提出できる者）は、自己申告書（様式第 28 号）を入学志願書に添付して志願先高等学校の校長に提出することができる。

7 自己申告書

(1) 趣旨

長期欠席や出席扱いではあるが何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒が、不必要な不安感を抱くことなく、安心して志願することができるようにすることをねらいとし、希望する者は自己申告書（様式第 28 号）を提出できるものとする。

(2) 自己申告書を提出できる者

自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。

ア 第 3 学年の欠席日数が原則として 50 日以上のある者

イ 第 3 学年の欠席日数が 50 日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者

(ア) 適応指導教室等学校外の施設への通級等により出席扱いとなっている者

(イ) 保健室登校、院内学級等により通常の授業は受けていないが出席扱いになっている者

(ウ) 第 1 学年又は第 2 学年の欠席日数が原則として 50 日以上のある者

(3) 記載内容

自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、高等学校で学びたいこと、将来の希望など、志願する高等学校に理解してほしいことがらとする。

(4) 志願者への周知

中学校長は、県立高等学校を志願する生徒に、「県立高校入試の自己申告書について」（様式第 29 号）を配付し、生徒及び保護者に自己申告書の趣旨を伝えること。

なお、希望する生徒に、「自己申告書」（様式第 28 号）を配付する際は、必ず様式の裏面（自己申告書についての注意事項）も印刷すること。

(5) 提出

自己申告書を提出しようとする者は、中学校名・本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに中学校長に提出する。

自己申告書の提出を受けた中学校長は、他の出願書類とともに志願先高等学校の校長に提出する。

(6) 高等学校の取扱いについて

中学校長から自己申告書の提出を受けた高等学校長は、自己申告書の内容に応じて、受検者全員に対して実施する面接又は口頭試問とは別に、個人面談を実施したり、選抜方法を工夫したりするなどの配慮をする。

また、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないよう配慮する。

8 個人情報の開示

(1) 開示請求書による開示請求

ア 開示請求

(ア) 開示請求ができる日時

- a 特色及び一般入学者選抜受検者は令和8年3月16日（月）正午から
- b 再募集入学者選抜受検者は令和8年3月26日（木）正午から

(イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立高等学校、県教育委員会事務局教育総務課、東部・中部・西部の各教育局

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（保護者等）

(エ) 本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、個人番号カード、運転免許証等の本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼り付けられていない場合は複数の書類の提示を求める。

また、代理人である場合には、加えて戸籍謄本・抄本等の提出を必要とする。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- a 調査書
- b 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点
- c 面接又は口頭試問、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果

(イ) 開示する場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示方法

各自が受検した県立高等学校で開示決定（通常は請求後1～2週間くらい）後に、閲覧又は写しの交付により開示

(2) 即時開示による開示請求

ア 開示請求

(ア) 開示請求ができる期間

- a 特色及び一般入学者選抜受検者は、令和8年3月16日（月）から4月16日（木）までとする。（日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。）

受付時間は、3月16日（月）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

- b 再募集入学者選抜受検者は、令和8年3月26日（木）から4月24日（金）までとする。（日曜日及び土曜日を除く。）

受付時間は、3月26日（木）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

(イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

(エ) 手続き及び本人の確認

受検者本人が即時開示請求書を記入して提出し、受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、保険証、個人番号カード等）の提示により本人確認を行った上で、その場で開示を行う。

イ 開示

(ア) 開示する個人情報の内容

- a 学力検査の教科ごとの得点及び合計得点
- b 面接又は口頭試問、作文又は小論文、プレゼンテーション、実技検査の結果

(イ) 開示する場所

各自が受検した県立高等学校

(ウ) 開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

ウ その他

特色入学者選抜については、特色入学者選抜結果通知書（志願者用）（様式第9号）において、即時開示により開示する個人情報の内容と同様の内容を通知する。

(3) その他

通信制課程における入学者選抜受検者が開示請求できる日時及び期間については、各自が受検した県立高等学校に問い合わせること。

9 その他

(1) その他の事項

その他、入学者選抜の実施に関して必要な事項は、高等学校長が定めるものとする。

(2) 合格後の手続き

ア 合格者は、各高等学校長が配付する入学許可願（鳥取県立高等学校学則様式第2号の2、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第3号の2）に必要事項を記入の上、所定の入学料の金額を納付書により納入し、入学料納付済証を貼り付けて提出しなければならない。なお、入学料は現金による納付でもよい。その場合、現金は、入学許可願に添えて提出すること。

イ 高等学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書（鳥取県立高等学校学則様式第2号の3、鳥取県立高等学校通信教育規則様式第4号）をその者に交付するものとする。

ウ 入学許可者数等の報告

高等学校長は、合格者数等報告書（様式第19号）を令和8年度入学式の翌日までに県教育委員会（高等学校課）にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

(3) 学力検査管理委員会

ア 教育長を委員長とした学力検査管理委員会を設置し、次の係を置く。

庶務係	学力検査の企画、運営、管理及び経理
問題作成係	検査問題、採点基準及び出題方針の作成並びに印刷
会場係	会場準備、受検者受付、検査実施、諸連絡及び後始末
採点係	答案採点及びその指導並びに報告書の作成及び送付

イ 会場係責任者及び採点係責任者は、各高等学校長とする。

(4) 様式作成に当たっての留意事項

ア 各様式は、県教育委員会（高等学校課）のホームページからダウンロードして使用する。

（P. 95 参照）

イ 各様式の作成は、パソコンで直接入力する、又は様式を印刷して手書きで記入する。

ウ 様式は、原則としてダウンロード時の規格（列・行の幅、行数等）のまま使用する。

エ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

オ 各様式の記入方法（自筆・ゴム印等）については、特に制限しないものとする。

カ 入学者選抜に係る表簿の保存年限は5年とする。

(5) 注意事項

ア 一旦受け付けた入学志願書及び一度納入した入学選抜手数料は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、県教育委員会（高等学校課又は各教育局）又は、最寄りの県立高等学校に問い合わせること。（P. 95 参照）

ただし、再募集入学者選抜に関する事項は、県教育委員会（高等学校課）又は募集を行う高等学校に問い合わせること。

ウ 中学校から高等学校、あるいは高等学校から中学校へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取扱いに十分留意して行うこと。